**長期優良住宅現地調査票**

**年　　　月　　　日**

**支庁長**

**地域振興局長　殿**

**調査者　（１級・２級・木造）建築士　（大臣・知事）登録第　　　　　　　　　　　　号**

**氏名**

**【申請者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 】**

**長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る建築物の設計にあたり建築士法第１８条第１項の規定に従い下記に**

**掲げる事項を調査しました。**

**記**

**【１】がけ等 （建築基準法関係審査用）**

①高さ２ｍを超えるがけ（山・谷を含む）に

　　□近接しない

　　□近接する（がけの高さ　　　　ｍ）

　　□高さ２ｍを超える擁壁の有無　　□無　　□有

　　　・建築基準法の確認又は完了検査を受けた擁壁　「確認済・検査済　第　　　号」

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　「交付年月日：　　年　月　　日」

②災害危険区域関係　　　 □区域外

□急傾斜地崩壊危険区域内（県条例第２７条ただし書き承認の写し添付）

□河川の出水による危険の著しい区域内（薩摩川内市条例第３条第２項認定通知書の写し添付）

□河川の出水による危険の著しい区域内（さつま町条例第４条認定通知書の写し添付）

③土砂災害警戒区域関係 □区域外　□警戒区域内　□特別警戒区域内（県要領第３条の２（１）ただし書きが確認できる書類）

④地すべり防止区域関係 　　□区域外　　□区域内（県要領第３条の２（１）ただし書きが確認できる書類）

⑤津波災害特別警戒区域関係 □区域外　　□区域内（県要領第３条の２（１）ただし書きが確認できる書類）

⑥浸水被害防止区域関係 □区域外　　□区域内（県要領第３条の２（１）ただし書きが確認できる書類）

**【２】地域地区等 （長期優良住宅建築等計画認定申請審査用）**

　【①】都市計画区域内外の別

　　□都市計画区域外　　□都市計画区域内

　【②】地区計画区域

　　□パークヒルズ鹿屋地区計画区域

　【③】建築協定区域

　　□ハーモニータウン加世田建築協定区域

　【④】景観計画区域

　　□薩摩川内市ふるさと景観区域

　　□出水市景観区域

【⑤】都市計画法第４条第４項の促進区域

　　□区域外　　□区域内

　【⑥】都市計画法第４条第６項の都市計画施設の区域

　　□区域外　　□区域内

　【⑦】都市計画法第４条第７項の市街地開発事業の区域

　　□区域外　　□区域内

　【⑧】都市計画法第４条第８項の市街地開発事業等予定区域

　　□区域外　　□区域内

**「現地調査票」の記入要領**

**１　この現地調査票は、建築士法第１８条第１項の規定に従い調査した内容を記入して頂くものです。**

　（建築士法第１８条第１項：建築士は、設計を行う場合においては、これを法令又は条例の定める建築物に関する基準に

適合するようにしなければならない。）

**２　□（チェックボックス）がある場合は、該当する□にチェックを付けてください。（又は■）**

※　市町村等との打ち合わせに際しては、計画概要（付近見取図、配置図、平面図等）を担当者に提出し、調査事項を伝

えると的確な調査ができます。

**３　「【１】がけ等」の記入について**

（１）　「建築基準法施行条例第３条第１項」の規定で「建築物が高さ２メートルを超えるがけに近接する場合は、がけの上

にあってはがけの下端から、がけの下にあってはがけの上端から、建築物との間にそのがけの高さの２倍以上の水平

距離を保たなければならない。」と規定されています。

　（２）　高さ２ｍを超えるがけに近接する場合は、現状の確認を行い、所管する特定行政庁（建築基準法の担当部署）と「がけ

の取扱い」について確実に打合せを行ってください。

　（３）　建築基準法施行条例第３条第１項の基準を満たさない場合は、「建築物が安全上支障がないと認められる理由書

等」の確認申請書への添付が必要となります。

　（４）　擁壁が設置されている場合で、擁壁の確認済証及び検査済証の交付を受けているときは、該当に○をして、必要事

項を記入してください。なお，検査済証の交付を受けていない場合は，所管する特定行政庁と協議を行ってください。

　（５） 県要領第３条の２に掲げる区域内の場合，事前に所管行政庁と協議を行ってください。

**４　「【２】地域地区等」の記入について**

　市町村担当課等に確認をして記入してください。

　①都市計画区域の内外を記入してください。

　②パークヒルズ鹿屋地区計画区域内の場合にチェックしてください。

　③ハーモニータウン加世田建築協定区域内の場合にチェックしてください。

　④薩摩川内市ふるさと景観区域又は出水市景観区域内の場合にチェックしてください。

　⑤都市計画法第４条第４項の促進区域とは，同法第10条の２に掲げる「市街地再開発促進区域」等です。

　⑥都市計画法第４条第６項の都市計画施設の区域とは，同法第11条第1項各号に掲げる「道路」「公園」「市場」等です。

　⑦都市計画法第４条第７項の市街地開発事業の区域とは，同法第12条第1項各号に掲げる「土地区画整理事業」等です。

　⑧都市計画法第４条第８項の市街地開発事業等予定区域とは，同法第12条の２第1項各号に掲げる予定区域です。